

○御前崎市高校生等留学支援事業補助金交付要綱

(平成 28 年 6 月 7 日告示第 72 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、海外の教育機関への定期的な通学又は語学研修（以下「留学等」という。）を行う者の保護者に対し、費用の一部を留学支援金として補助することにより、国際的な視野を持たせる機会を確保し、海外の国との相互理解と友好親善に寄与とともに、国際的に活躍できる人材の育成を図ることを目的とし、御前崎市高校生等留学支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、御前崎市補助金等交付規則（平成 16 年御前崎市規則第 37 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、留学等を行う者（以下「留学生」という。）の保護者とし、留学生の範囲は次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 市内に在住し、市外の高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校高等部、高等専門学校（1 年次から 3 年次まで）及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍している者又は市内の高等学校等に在籍している者
 - (2) 学校、地方公共団体又は民間団体（以下「留学取扱団体」という。）が主催する留学プログラムに応募し、1 週間以上 1 年未満の留学等へ出発することが決定又は内定した者
- 2 過去に本事業の補助金の交付を受けたことがある者は補助対象としない。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、次の各号による。

- (1) 往復渡航費
 - (2) 留学中の滞在費
 - (3) 授業料
 - (4) 留学取扱団体に支払うプログラム費用
 - (5) その他市長が必要と認める費用
- 2 補助金の交付を受ける者が、他の民間団体等から奨学金等の給付を受けることについて差し支えない。ただし、それら給付された奨学金等と補助金の総額が前項の補助対象経費の総額を超える場合は、その超える額について、補助金の交付額を減額することとする。

(補助金額)

第 4 条 補助金額は、10 万円とする。ただし、補助対象経費の実支出額が 10 万円に満たない場合はその額とし、100 円未満は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 御前崎市高校生等留学支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 海外留学計画書（様式第2号）
- (3) 留学等が決定又は内定していることを証明する書類の写し
- (4) 世帯全員の住民票の写し（本籍の記載は不要）
- (5) 留学生の学生証等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めたときは、御前崎市高校生等留学支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次の各号の条件を付するものとする。

- (1) 補助対象者が、市税、上下水道料、市営住宅使用料及び給食費を滞納していないこと。
- (2) 留学生がその留学予定期間を満了できない場合は、補助金の返還を命ずることがある。
- (3) 補助対象事業に関する書類等は、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から30日以内または当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 御前崎市高校生等留学支援事業補助金実績報告書（様式第4号）
- (2) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類（内訳付きの領収書等）の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、御前崎市高校生等留学支援事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により確定通知を受けた者は、当該通知書を受領した日から起算して10日以内に、請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、留学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金額の確定の有無にかかわらず補助金決定の取消し又は全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請または届出によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 留学生が留学等を中止したとき。
- (4) 留学生としてふさわしくない行為があつたとき。
- (5) 留学先において、学業を継続する見込みがなくなったとき。
- (6) その他市長が留学生として不適当と認めるとき。

(その他)

第12条 御前崎市が別に実施する海外研修事業については、この補助金の対象としない。

2 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

御前崎市高校生等留学支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

海外留学計画書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

御前崎市高校生等留学支援事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

御前崎市高校生等留学支援事業補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

御前崎市高校生等留学支援事業補助金交付確定通知書

[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

請求書

[別紙参照]